

通所型サービスBの実施について

町民ボランティアが主体となって運営していた稲津宅老所について、ボランティアの高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年3月31日をもって休止している。稲津町としては、引き続き高齢者の通いの場の確保をしたいことから、後利用について協議を進め、明日の稲津を築くまちづくり推進協議会の一組織である新たな地域のボランティア団体により「介護予防日常生活支援総合事業」の「通所型サービスB」を実施することとした。

■ 通所型サービスBとは

介護保険特別会計の事業である「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスの一つで、高齢者の介護予防と自立支援、重度化防止のため、ボランティアが主体(住民主体)となり要支援者等に対する通いの場を設け、体操、運動等の活動などを行うサービス

■ 事業概要

要支援者等を中心とする自主的な通いの場づくりとして、体操、運動等の活動や趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会、サロン、会食等を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、地域住民が主体となり、要支援者等に対し定期的(月4回以上)な利用が可能な形態で支援を実施する。

要支援者等とは以下に当てはまる高齢者等のことをいう。

(ア) 要支援認定者

(イ) 基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された事業対象者

■ 実施の要件等

1. 実施内容

- ① 継続的な介護予防に関する取組
- ② 要介護状態等の軽減または悪化の防止(脳トレ・介護予防教室等)
- ③ 地域の支えあいの体制づくり推進

2. 実施条件

- ① 地域包括支援センターのケアマネジメントにより、通所型サービスB 利用の必要性を認められた要支援者等が3名以上いること
(開所初年度は見込み人数で可。要支援者等の利用を前提とするが、一般高齢者等の通所も可能。)
- ② 1回3時間以上、月4回以上開所すること

3. 地域包括支援センターとの連携

支援が必要な高齢者が適切なサービスにつながるよう、地域包括支援センターと連携を図ること

■ 開所時期 令和5年4月(予定)